

社会福祉法人養和会 役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人養和会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び実費弁償費を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 理事長に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、社会福祉法人養和会給与規程第13条の規定に準ずる額
- (5) 理事長が職務のため出張したときは、別表4に定める旅費（交通費、日当、宿泊料、職務遂行に必要な経費の実費）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び実費弁償費については、別表第5に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、別表4に定める旅費（交通費、日当、宿泊料、職務遂行に必要な経費の実費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、社会福祉法人養和会給与規程第5条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3箇月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の計算)

第7条 新たに理事長に就任した者で、月額報酬が発生する場合には、その翌日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、当月までの報酬を支給する。

3 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成３０年４月１日（別表３改正）より施行する。
この規程は、令和３年６月２５日より施行する。

別表 1（理事長の報酬）

役職名	専任の報酬額
理事長	月額 150,000 円

別表 2（理事長の賞与）

6 月の賞与	ア 支給額は報酬月額×支給月数とする。 イ 支給月数は非常勤職員の期末手当支給月数と同月とする。
12 月の賞与	

別表 3（専任の理事長の退職手当算定式）

最終報酬月額×在任年数

※上記在任年数は、勤続月数が 1 ヶ月に満たない場合は 1 ヶ月に切り上げ、年単位で小数点 1 位未満を切り捨てたものを在任年数とする。

別表 4（旅費）

旅費	宿泊費	日当	その他
養和会給与規程第 14 条別表 11 による。（但し、日当、宿泊費を除く）	15,000 円	2,000 円	実費

別表 5（非常勤役員等の報酬及び実費弁償費）

（1）評議員

	日額	実費弁償費
評議員会への出席	10,000 円	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円	2,000 円

（2）理事

	日額	実費弁償費
理事会等会議への出席	10,000 円	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円	2,000 円

（3）監事

	日額	実費弁償費
監事監査指導等への出席	15,000 円	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円	2,000 円